5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。
6．引当金の計上基準
⑴　賞与引当金
　賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
⑵　役員賞与引当金
　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
⑶　退職給付引当金
　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
⑷　役員退職慰労引当金
　役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
7．ヘッジ会計の方法
⑴　ヘッジ会計の方法
　金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。
⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象
　a　ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・債券
　b　ヘッジ手段・・・通貨スワップ
　　ヘッジ対象・・・外貨建債券
　c　ヘッジ手段・・・為替予約
　　ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取
⑶　ヘッジ方針
　債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
　また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法
　債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
　また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。
8．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。
9．地方公共団体健全化基金の会計処理
　法第46条第１項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の２の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第５項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第６項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。
10．金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理
　金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第１項、第３項及び法附則第９条第８項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。
　また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第９条第９項及び第10項、第13条第５項及び第７項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第２号。以下「管理業務省令」という。）第１条から第３条まで、同省令附則第３条及び第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。
11．利差補てん積立金の会計処理
　公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第９条第13項、第13条第８項、整備令第26条第１項、第３項及び第４項の規定に基づき、管理業務省令第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。
12．管理勘定利益積立金の会計処理
　管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第８項及び整備令第26条第２項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用
　当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。この変更による影響は軽微であります。
　なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

注記事項等

【貸借対照表に関する注記】
１．有形固定資産の減価償却累計額
　193百万円
２．貸付金
　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。
　延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
　３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。